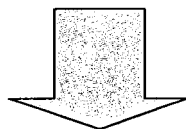
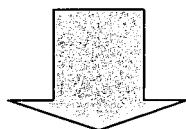


## 4 今後目指すべき社会的養護体制と その充実に向けた具体的施策

○ このような現状を踏まえ、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を2月に設置し、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討を開始。



○ 本検討会では、現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について検討。



○ 5月14日までに、2月2日(第1回)から8回開催し、5月18日に中間とりまとめを行う予定。

<参考>

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について

平成19年2月2日

1. 設置の目的

被虐待児の増加等による、要保護児童の増加と入所児童のニーズの多様化・複雑化を踏まえ、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討するため、本検討会を設置するものである。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 我が国の社会的養護の現状と課題
- (2) 今後の社会的養護の基本的方向
- (3) 要保護児童の増加に対応した具体的施策
- (4) 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた社会的養護の質の向上に向けた具体的施策
- (5) 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策
- (6) その他

今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)

○ 今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について、以下のような方向で議論しているところ。

### 基本的な考え方

○ 社会的養護が子どもに対して提供すべき支援を整理すると、以下の二つの機能となる。

#### ①子どもの育ちを保障するための養育機能

→ 基本的にはどの子どもも必ず必要とする生活支援・自立支援の機能であり、すべての子どもに保障されるべきもの。

→ 家庭的な養育環境の中で、年齢に応じて子どもの自己決定権を尊重しつつ提供することが必要。

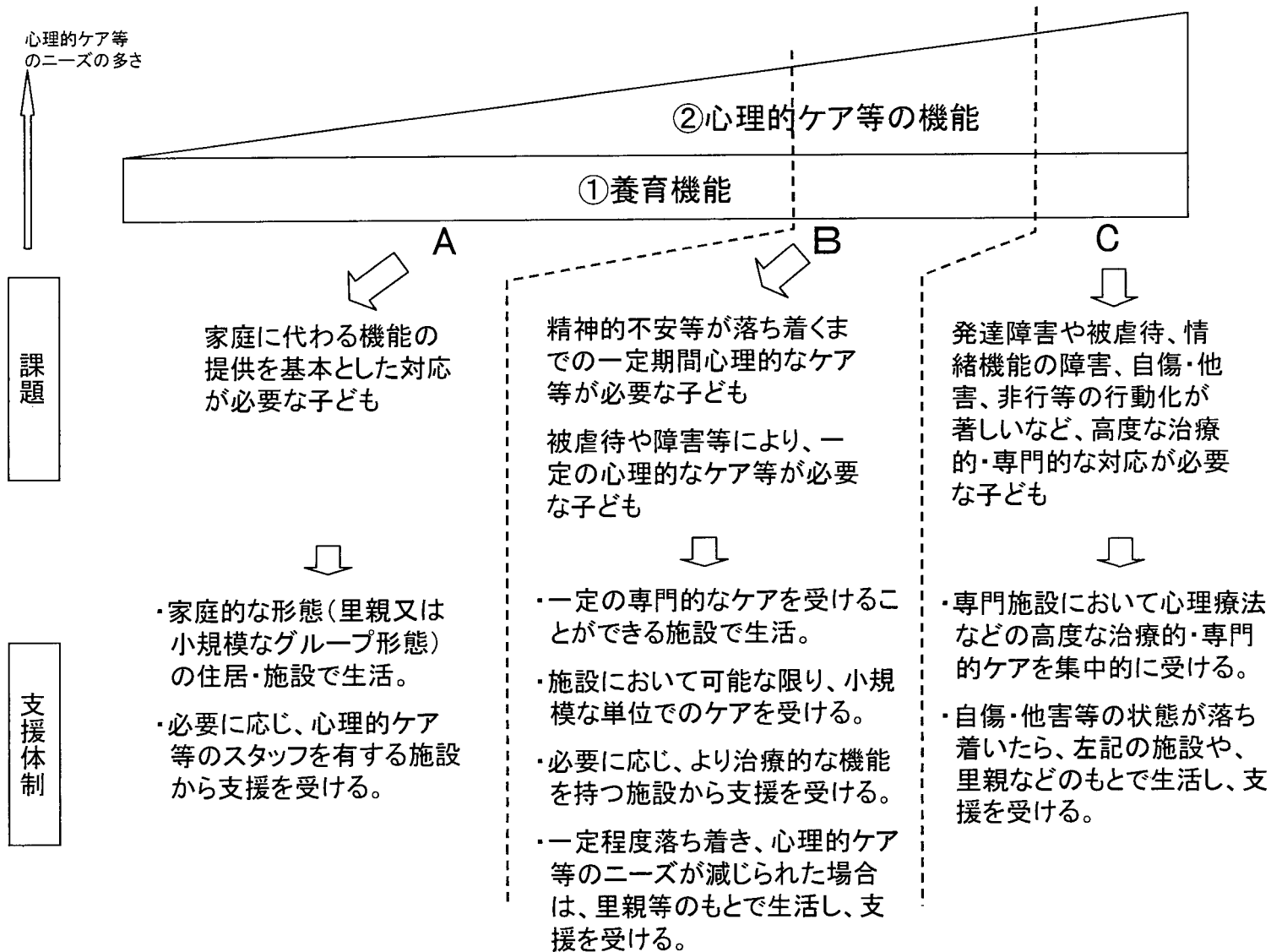
#### ②適切な養育が提供されなかったこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等

→ 様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により子どもが心身に受けたダメージを癒す機能や、障害等による様々な課題に対して必要な専門的ケアを行う機能。

→ 子どもの発達の状況や抱える問題によってその必要性の度合いが異なるものの、それぞれに愛着の問題や心の傷を抱えており、子どもが適切な愛着形成を図り他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成する等の発達を保障するため、専門的な知識や技術を有する者によるケアが必要。

○ ①と②の機能は、密接に関連することから、①を基本としつつ、②を個々の子どもの状況に応じて適切に組み合わせながら、一体的に提供される必要があり、その提供に当たっては、子どもの状況に応じて、研修等による一定の専門性や高度な専門性が求められる。

# 子どもの課題と支援体制のイメージ



# 現行の社会的養護体制の充実にに向けた具体的な施策

## ○ 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

### ① 家庭的養護の拡充

里親委託の推進、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進

### ② 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

地域全体で子どもの養育を支える地域ネットワークの確立

### ③ 施設機能の見直し

- ・家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方の検討
- ・当面の対応として各施設の機能強化

### ④ 年長児童の自立支援

就労や進学への支援など年長児童の自立支援のための取組の拡充

### ⑤ 社会的養護を担う人材の確保と資質の向上

支援の質の向上を図るため、これを担う職員の確保及び専門性の確保

### ⑥ 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

子どもに必要な支援に関するアセスメント手法や支援の実践方法の確立

## ○ 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

施設内虐待を防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みの検討

## ○ 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

# 社会的養護の充実に向けた具体的施策①

## 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

### (1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら子どもの養育を行うという観点から、家庭的養護を拡充するため、以下のような取組を進める。

#### ① 里親制度の拡充

- ・ 里親の数を増やすための取組（退職直後の世代をターゲットとしたPR、「週末里親」の活用等）
- ・ 里親への支援の拡充

（レスパイト、研修、相談支援、里親手当等の里親に対する支援の拡充）

- ・ 里親と里子のマッチング機能の強化

（児童相談所だけではなく、民間主体がマッチングを行うことを可能とする等）

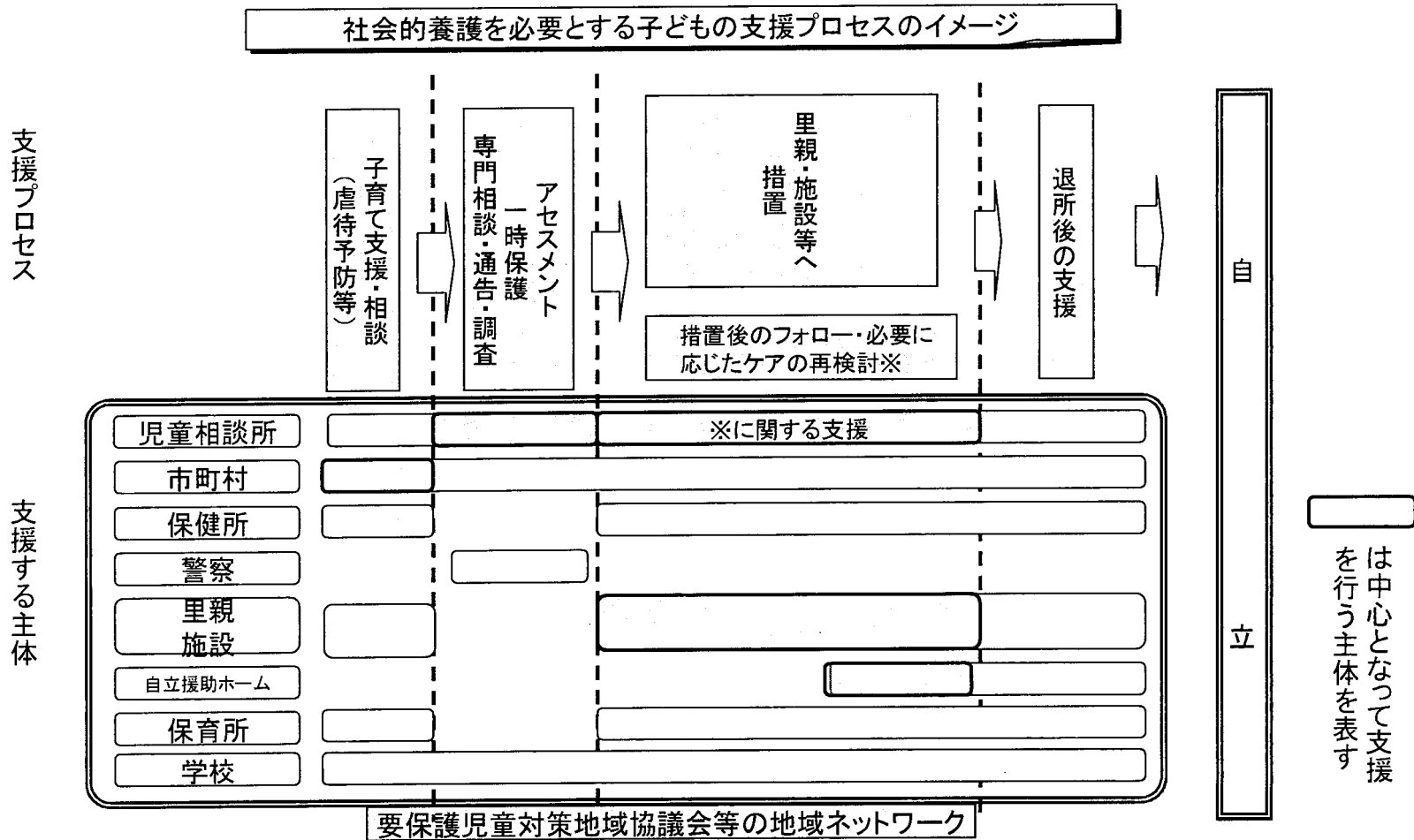
#### ② 「里親ファミリーホーム」などを含め小規模なグループ形態での住居・施設のあり方について制度的な位置づけを含め検討

#### ③ 施設におけるケア形態の小規模化の推進

# 社会的養護の充実に向けた具体的施策②

## (2) 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

社会的養護を必要とする子どもに対する支援プロセスにおいては、さまざまな主体が関わりながら子どもの支援を行うものであり、これらの各プロセスにおける各主体の役割分担を明確化し、その役割の充実強化を図るとともに、連携・強化を図る必要がある。





## 社会的養護の充実に向けた具体的施策③

### (3) 施設機能の見直し

施設体系のあり方について、改めて検討する必要がある。

各施設においては、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

- ① 児童養護施設、乳児院・ケア単位の小規模化や家庭に戻って生活できるよう、家庭に対する支援等を積極的に実施
- ② 情緒障害児短期治療施設・心理療法やグループ療法などの治療的ケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を行うため、入所機能だけでなく、通所・外来機能の充実等
- ③ 児童自立支援施設・子どもの特性に応じた教育的・治療的な支援を行うための職員の専門性の向上や、支援方法の研究・確立を行うほか、関係機関との連携の推進
- ④ 母子生活支援施設・再統合の際に養育に問題のある母子の入所ケアを行える体制整備とそのケアのあり方の確立

### (4) 年長児童の自立支援

社会的養護の下で育った子どもが社会へ自立して巣立っていく際には、保護者等から支援が受けられないこと等により様々な困難を抱えていることを踏まえ、以下のような方策が必要である。

- ① 関係機関における連携等による進学支援、就労支援の強化
- ② 自立援助ホームのあり方について検討
- ③ 施設を退所した後の子どもの相談先として、児童養護施設等における「実家機能」の役割の充実
- ④ 子どもの状況を踏まえつつ、里親や児童福祉施設に措置されている子どもが満20才に達するまで措置を延長できる仕組みの活用

## 社会的養護の充実に向けた具体的施策④

### (5) 社会的養護を担う人材の確保と資質の向上

子どもと愛着関係・信頼関係を形成し、自立まで視野に入れたケアを行うことができる人材の確保、その資質のさらなる向上を図るため、以下のような方策が必要である。

- ①施設長、施設職員等の資格要件等の明確化
- ②社会的養護に関する専門職や資格制度の検討
- ③基幹的な職員の育成、キャリア形成やOJTのあり方等を組織的に担保する仕組み

### (6) 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

子どもに必要な支援を行うため、子どもや家庭が抱える課題に関するアセスメント方法やこれに基づく実践方法の確立と普及が必要である。

- ①新しいケアの実践に際し、科学的な評価に基づくアセスメント手法や支援の方法論の確立
- ②これまで行われてきた研究や効果的な取り組みの事例収集・評価、継続的に研究を支援する仕組み等の研究助成のあり方の検討

## 社会的養護の充実に向けた具体的施策⑤

### 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

施設内虐待を防止する等のため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する。

- ①高齢者虐待防止法等他の分野の施策も参考としつつ、制度的な対応を検討
- ②ケアの質を確保するため、第三者評価や情報開示、都道府県等における指導監査機能の強化、子どもの意見表明のための仕組み等の検討

### 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

今後も社会的養護を必要とする子どもが増加していく可能性があることに鑑み、社会的養護を必要とする子どもに対する支援の拡充を早急に計画的に取り組むことが必要である。

○ 都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

※ 都道府県が整備目標を検討するに当たっては、以下のような指標を参考とし、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要

- ・社会的養護の資源が不足しているために、長期にわたって一時保護されている子どもの人数
- ・現在策定が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し
- ・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域の比較